

神奈川県立保健福祉大学自己評価及び外部評価に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、神奈川県立保健福祉大学（以下「大学」という。）学則第2条第2項の規定に基づき、自己評価及び外部評価に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自己点検・評価

学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第1項の規定に基づき、本学が自ら行う点検及び評価をいう。

(2) 外部評価

学校教育法第109条第2項に規定された認証評価機関が行う評価、地方独立行政法人法第78条の2に規定された公立大学法人評価委員会が行う評価及び本学が主体となって実施する自己点検・評価の一環として行う学外者による第三者評価をいう。

(3) 内部質保証

本学が、自己点検・評価をもとに教育研活動等の質及び学生の学修水準について継続して改善に努め、それによってその質を自ら保証することをいう。

(体制)

第3条 本学に大学評価に係る業務を総括するため自己評価・内部質保証審査会を置く。

2 審査会に自己評価専門部会と内部質保証推進部会を置く。

3 審査会に関し必要な事項は、別に定める。

(自己点検・評価等の実施)

第4条 自己点検・評価の実施にあたっては、各学科・研究科及び委員会等がそれぞれの所掌する領域に関して責任をもって取り組むものとする。

2 内部質保証推進部会は、教育の内部質保証に係る自己点検・評価を総括する。

3 自己評価専門部会は、前2項で実施された自己点検・評価を踏まえて神奈川県公立大学法人評価委員会が行う評価に関する実績報告・小項目評価を総括する。

4 自己評価・内部質保証審査会は、自己評価専門部会及び内部質保証推進部会で実施された自己点検・評価等の結果に対して審査を実施する。

5 自己評価・内部質保証審査会長は、必要に応じて前項の審査結果について教育研究審議会等へ報告する。

(自己点検・評価等の結果に基づく改善)

第5条 自己評価・内部質保証審査会長は、自己点検・評価、外部評価の結果に基づき改善が必要と認めた事項について、内部質保証推進部会又は自己評価専門部会を通じて本学の関係する組織又は委員会等にその改善策の検討を指示する。

- 2 改善策の検討を指示された組織又は委員会等は、改善策を検討し実施しなければならない。
- 3 改善を実施した組織又は委員会等は、改善の進捗状況及び今後の対応を内部質保証推進部会又は自己評価専門部会へ報告するものとする。
- 4 内部質保証推進部会又は自己評価専門部会は、前項の報告があった場合は、改善の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて全学的な改善策を検討し取りまとめた上で自己評価審査会の評価を受ける。

(評価結果の公表)

第6条 自己点検・評価、外部評価結果を大学 Web サイトその他広く周知を図ることのできる方法によって公表するものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。